



**その他チェックポイント**

- 雇用保険を受給している方 **日額 3,612 円以上**の雇用保険を受給する場合は、支給期間初日で取消となります。
- 給与所得以外の所得がある方 (営業・不動産・農業所得等) 社会通念上必要と認められる経費を総収入から控除した額を収入とします。  
※税法上の必要経費とは一致しませんので、詳しくは共済組合にご確認ください。

今回の調査で、配偶者が昨年の 11 月 1 日から 12 月 25 日まで、パート先の社会保険に加入していたことがわかりました。この場合、取消日と再認定日はいつになりますか。

取消日は、パート先の社会保険の資格取得日、昨年の 11 月 1 日となります。また再認定日は、被扶養者認定申告書に記載された「所属所受理年月日」となります。(注)



(注) 取消は事実発生日までさかのぼりますが、認定はその要件を備えた日から 30 日を超えて申告した場合、事実発生日までさかのぼることはできません!!

**医療費について**

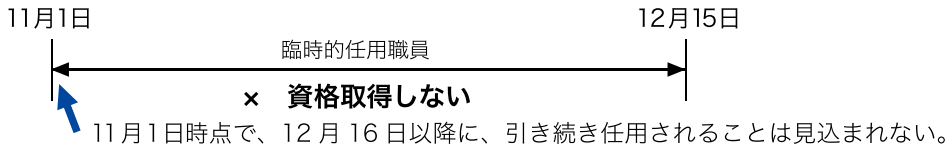
取消日以降に医療機関等で被扶養者証を使用した場合は、共済組合が負担した医療費を返還していただくことになります。  
長い期間をさかのぼっての取消になると、医療費の返還額が高額になることもありますので、認定要件を欠く事実が生じた場合は速やかに取消の手続きをお願いします。

**令和 4 年 10 月からの共済制度改正に伴う任用職員等の適用範囲拡大に係る Q & A**

**Q1** 「2 月以内の雇用期間を定めて任用される者」は、共済組合の適用にならないが、どのような職員が該当になりますか。

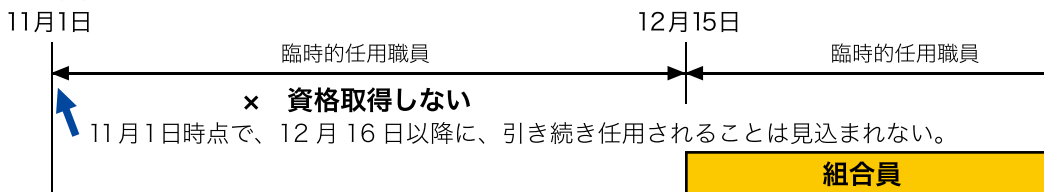
**A1** 今回適用拡大された、会計年度任用職員 (パートタイム)、会計年度任用職員 (12 月未満フルタイム) のほか、従来、任用と同時に共済組合の適用となっていた、**任期付職員、臨時的任用職員、再任用職員も、今回の改正により、2 月を超える任用期間が適用条件となります。**

「2 月以内の雇用期間を定めて任用される者」は組合員となりません。



**Q2** 当初、2 月以内の雇用期間であったが、2 月を超えて引き続き任用されることになった場合、共済組合の適用はいつからになりますか。

**A2** 「2 月以内の雇用期間を超えて引き続き任用される者」は、「引き続き任用される者」に該当した時点から、組合員となります。



資格取得日 (引き続き任用された時点から資格取得 [辞令発令月日])



共済給付・年金グループ短期給付担当 017-734-9913